

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年9月11日(火)
15時43分開会 16時52分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：安田 薫 副委員長：北村光明
委 員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 子育て支援課：課長 逢坂登、課長補佐（児童保育担当） 安ヶ平宗重
- 6 議 件
 - (1) 付託条例の審査について
 - ・議案第59号 清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
 - ・議案第60号 清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の制定について
 - ・議案第61号 清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) 請願の審査について
 - ・請願第23号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願について
 - (3) 所管事務調査の申し出について
 - (4) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（安田薫）：厚生文教常任委員会を開催する。議件は付託条例の審査、請願の審査、所管事務調査の申し出の3件とその他。

（1）付託条例の審査について

- ・議案第59号 清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
- ・議案第60号 清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の制定について
- ・議案第61号 清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について

委員長：まずは付託条例の審査について始める。議案第59号、60号、61号の説明をお願いする。

子育て支援課長（逢坂登）：先ほど本会議の際にも説明したとおり、御影保育所を認定こども園に移行するために関係条例を整備するもの。議案第59号の認定こども園の設置及び管理に関する条例については、清水町認定こども園として御影こども園を設置するもの。名称等を第1条と第2条に設定している。3条以降についてはこども園の運営の規定について載せている。来年4月から認定こども園として運用するというので、これから入園時の募集等の手続き等がある関係で公布の日から施行し、第1条から第7条までの規定については来年の4月1日から施行するというので附則を設けている。

次に、議案第60号の清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の制定について説明をする。特定教育・保育施設というのは認定こども園や保育所などそういった施設のことを表す。今回御影保育所を認定こども園に移行するにあたり、その保育料を定める必要がある。認定こども園の保育料は幼稚園型の3歳以上のお子さんと、保育所に入所する要件のお子さんの両方がいるので預かる時間も違う。そういったことで両方の保育料を定める必要があるということになる。2号認定、3号認定の保育所の入所要件で入ってくる子どもについては今保育所条例に保育料を設定しているので、それと同じ金額を設定する。1号認定の幼稚園に入るような子どもについても幼稚園を基準にするが、幼稚園は給食を施設からは出していないということで、御影の場合は認定こども園になったときには毎日給食を提供しようと考えている。そのためにその給食相当分を保育料に上乗せした金額を設定している。

最後に保育所の条例の一部改正。2号、3号の保育料を先程の新しい条例で制定することにより保育所条例に同じ金額を設定してあり重複するので、保育所条例については保育料の規定を削除する。また、御影保育所の規定があるのでそれを削除するという改正も行う。これは平成31年4月1日から施行することになっている。以上3件まとめて概要を説明した。

委員長：説明資料なしでも今日の課長の説明で大体理解できたかと思うが、何か質問はあるか。

原委員：来年4月1日から御影保育所を認定こども園にすることは前から方針として示されているが、このことによって保育料と幼稚園の保育料は今までどおりで、給食費だけ幼稚園のほうが上乗せをされるということでしょうか。

子育て支援課長：幼稚園の保育料自体は変更しない。認定こども園に入る幼稚園型について、保護者が働いていなくても認定こども園に預けられるので、そういった子どもについては給食費分を上乗せした保育料を設定したということ。

原委員：保育の仕方は若干変わるけれども、保育料の関係については給食費の分が上乗せされるだけで、今までと何ら変わらないという認識でよいか。

子育て支援課長：そのとおり。

原委員：認定こども園になることによって職員の増減とかそういう関係についてはどうなのか。

子育て支援課長：資料に認定こども園4類型の比較という表がある。御影こども園は右から2番目の保育所型認定こども園にしていきたいと考えている。職員の要件として、3歳以上については保育士と幼稚園教諭両方の免許の併有が望ましいと書いている。3歳未満については保育士の資格が必要と書かれている。職員については両方の資格を持っている者が大半で、今のままで十分体制はとれているということになる。保育所型認定こども園の場合についても保育所と同じ基準で職員を配置するものなので、今のままでやれるということになる。

原委員：総体的に認定こども園になることについては聞く限り何ら問題ない。父兄に対して負担が増えるわ

けでもない。かえて条件としてこどもの養育関係については良くなるという認識か。

子育て支援課長：はい。

原委員：分かった。

委員長：ほかの委員はいかがか。

北村委員：認定こども園4類型の比較でいくと、御影こども園については保育所型ということ。将来的に清水のほうも保育所を統合した後こども園という方向性がある程度見通されるが、その場合についてはどうかたちになるのか。

子育て支援課長：清水の新しい保育所と幼稚園が最終的に合併したときにはもちろん認定こども園になるが、現段階では幼保連携型認定こども園にしようと考えている。

北村委員：御影と清水によっては保育所型と連携型になるので、将来的に同じ内容にはならないのではないかという父兄からの疑問が生じるのではないかと思うが、どのように考えたらよいか。

子育て支援課長：御影についても将来的には幼保連携型というかたちをとっていこうと考えている。いつできるかというのは現時点では言えない。幼保連携になると若干職員の関係でハードルが上がるということもある。いずれは御影についても幼保連携型にしていきたいと考えている。

北村委員：御影が認定こども園になって清水は保育所のままといったときに、清水に住んでいる方が御影に入るという希望を出した場合どういう対応になるのか。だめだという話になるのか。

子育て支援課長：希望する場合は入ることはできる。ただ、清水には幼稚園と保育所両方があるので、3歳以上であればどちらかに入れるということになる。例えば仕事の関係で芽室に通っているとか、御影に通っているという方はもしかしたらいるかもしれないが、基本的にはあまり考えられない。入園は可能。

大谷委員：人数的には現状と変わらないのか。

子育て支援課長：今御影保育所の定員が80人。認定こども園になったときも合計で80人と押さえている。

原委員：御影の施設を認定こども園にするに際して、施設の中で改修が必要なところはあるのか。

子育て支援課長：現段階では特に必要はないと考えている。一応保育所型は保育所の要件が揃っていればいいので、今のところ必要ない。認定こども園になっても今の基準は満たしている。

原委員：子どもを預かる施設の理想として、訓子府町の施設を見てきたが、子どもがいろいろな変化を伴うような施設の中で遊びのびと生活できる施設にするためにはけっこう改修が必要かと思って聞いた。今のところそうしたいという考えはないのか。

子育て支援課長：今のところ施設基準上は保育指針に則って保育をしているので、もちろん見てきたような素晴らしい設備や施設があればいいが、今は実際そういう状態にはないので、ある中で保育士が工夫していろいろやっている。遊具についても、御影の屋外遊具がこの後いくつか設置されるようになるので、そういったことで既存の施設を使いながら工夫して保育をしたいと考えている。

北村委員：清水の保育所を統合して新設ということになっているが、建設途中で将来こども園になるという想定を考慮されているのか。そういった意見が反映されているのか。例えば教育委員会などの意見が入っているのか。

子育て支援課長：前にも話しをしたことがあるかもしれないが、将来的に認定こども園になっても対応できる施設を建設時から考えている。教育委員会については今後幼保・小連携となると多少関係してくるかもしれないが、今の段階では建物上はそんなに教育委員会とよく話をしてはいない。幼保・小連携とか言われている中では、そういった協議会を清水町でつくっている中で、その中でいろいろな話を聞きながら建設の設計を進めている。

北村委員：現時点での問題ではないが、将来的に保育所2つで200人の定員で御影に80人ということでは定員を埋められない状況になるのではないかと思うがどのように考えているか。

子育て支援課長：少子化というのは徐々に進んでいくのかと考えている。うちの町だけではなくて全国的な話なので仕方がないが、それを減らさないような努力はいろいろな部署でしているところ。新しい清水の施設の定員は200人、御影は80人の定員。実際今御影が67人ぐらいで若干定員を下回っている。ただ年齢構成が1歳とか2歳の小さい子が増えている。清水のほうもそうだが、そういったことで決してつくった施設が大きすぎることはないと思っている。人数は下回ってくると思うがなるべく減らさないような努力をして、多少減っても余裕を持った保育ができるようにと考えている。

委員長：十分な質疑が終わったか。委員会としては採決をしたいと思うがよろしいか。質疑はないか。
(ないという声あり)

委員長：休憩する。

【休憩 16:02 (説明員退席)】

【再開 16:02】

委員長：再開する。各委員の質疑を確認して委員会として採決を行う。採決することに異議はないか。
(ないという声あり)

委員長：原案可決に決定する。

議案第 59 号、清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決でよい
か。

(よいという声あり)

委員長：原案可決に決定する。

議案第 60 号、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例の制定について、原案のとおり可
決でよろしいか。

(よいという声あり)

委員長：原案可決に決定する。

議案第 61 号、清水町保育所条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決でよ
ろしいか。

(よいという声あり)

委員長：原案可決に決定する。

(2) 請願の審査について

- ・ 請願第 23 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆた
かな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願について

委員長：次に、請願の審査について。請願第 23 号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本
的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願につ
いて審査をする。この請願については昨年も同様の請願が提出されて採択している。請願内容につ
いて見解、意見を確認して委員会として結審をしたい。何か意見はあるか。

原委員：この請願の趣旨からして、清水高校に絡めて考えるとどうい問題があるのかと心配している。間
口についても今回従前どおりということになっているので、この辺についてはどうなのか分かれば
全道的にこういう傾向があるので趣旨に賛同するというのであればまた別だが説明を願う。

奥秋委員：清水町の総合学科について将来どうなのだろうという話だけれども、道の考え方は、総合学科に
おいても小規模となった場合でも民間の非常勤講師を活用して教育活動に従事するということ。
常勤ではなくて非常勤の職員にしていこうという考え方であると聞いている。今年の入学者が 97
名であり、道が3間口にしようという考えであったが、若干減っているが平成 31 年・32 年度まで
は4間口を維持しようということになっていると聞いている。

原委員：中ほどに、「教育行政としての責任を放棄している」という書き方をしている。したがって「通学
費・制服代・教科書代」の補助などは市町村ではなくて道がやってほしいということを書いている
と思うのだけれども、現実全道でそういう受け止め方をしている地域が多いという認識をしてい
いか。

奥秋委員：小規模の学校というか、各地域の清水高校のようなところはそのような努力をしているとい
うことである。清水町においてもやはり、清水高校の後援会などがそのような支援をしているとい
うのは6月の所管事務調査でも委員会として報告をしたところ。道も、もし小規模になって各自治体が
望むのであれば町に高校を移管してもいいということも言っていると聞いている。それで、「放棄
をする」ということも表現として書いたのかなと思う。

委員長：ほかの委員はいかがか。

北村委員：基本的に採択していいと思うが、文章的に「責任を放棄している」という表現はいかがなものか。
「責任を果たしてもらいたい」ぐらいでいいのではないか。

原委員：清水地区連合がつくった文章ではない。清水町の実態も入れたりして中身を変えたりは全くしてい
ないと思うがそうか。「教育行政としての責任を放棄している」と言い切っているのだけれども、
確かに今までのやり方を含めると少なくなったらすぐに廃校になってしまうスタイルというのはな

かなか厳しいものがあるので、厳しく道教委に対応したほうが良いと思う。

委員長：このままの文章でよいということか。

原委員：はい。

北村委員：記の4番のところ、地域連携特例校というのは例えば幕別地区のような高校のことをいうのか。どういう学校を指すのか。

奥秋委員：公立と私立がある町があるが、両方少子化に伴って間口が少なくなっているということもあるので、そういう学校と連携してやっていこうということだと押さえている。

北村委員：地域連携協力校というのは民間の高校とかそういうことか。それ以外の高校ではないものも含んでいるのか。

奥秋委員：道のほうでは理想の学校というのは、1学級4間口以上8間口ぐらいなければいい学校ではないということなので、間口が維持できない私立だとか公立の高校が、地域が連携して一つの学校に連携していこうということ。

北村委員：幕別の高校のような例だと理解していいのか。

委員長：事務局から資料が提出されている資料によると地域連携特例高は旧指針における地域キャンパス校となっている。あと質問や意見はないか。

(ないという声あり)

委員長：委員会として採択してよいか。

(よいという声あり)

委員長：それでは委員会として全員一致で採択したいと思う。

意見書案の内容を協議する。意見書案を配付するので休憩する。

【休憩 16:20】

【再開 16:23】

委員長：再開する。意見書の作成についてまとめる。

原委員：5項目の次に6項目として昨年項目として追加した「北海道で最初の総合学科高校である清水高等学校においては、総合学科の特徴である多様な進路希望を実現するため、幅広い科目選択が可能となるよう今後も1学年4学級を維持すること」の項目を入れる。去年は最後に「1学年4学級を維持すること」となっているが、「維持継続する」ということで出しているのではないかと。ずっと続けてやってほしいということ。

委員長：今原委員が言われたように、5項目目に去年に追加した項目と同様の文章をプラスして出すということでもよいか。先ほど北村委員が言われた意見について、納得していただければそのままでもいいと思うがいかがか。

加来議長：昨年も「責任を放棄していると言えます」という強い言葉を使って出しているが、現状として清水町が4間口を維持できたということもあるが将来的にもいろいろな事情を考えると、言葉の使い方は配慮してもいいのではないかと。これは直接知事と教育長に出す文章なので、そういうことも考えていただければと思う。

委員長：議長より提言があったので、もう一度考えていただきたい。

加来議長：中ほどにある「責任を放棄している」というところを「教育行政として積極的に取り組んでいくべきである」に修正するとか。それでもう1点気がついたところは、意見書の表題や「広大な北海道の実情にそぐわない『新指針』を抜本的に見直し、」の「抜本的」を削除、記の1の「抜本的に見直すこと」というところを「見直しを検討すること」に修正するなど、これまでのことを否定しないような言葉遣いをしていったほうが良いのではないかと。

委員長：奥秋委員、今の議長の発言に対していかがか。

奥秋委員：アドバイスをいただいたので、言葉の使い方は気をつけたほうが良いと思う。

委員長：提出先が知事と教育長ということで、言葉の使い方は気をつけるということはいかがか。

(よいという声あり)

委員長：あと気がついたところがなければ。

原委員：やさしい表記ということを見ると、もう少し何か修正してもいいのではないかな。

北村委員：「責任を放棄していると言えます」の部分について、「これらを解消するため」のところから全部削ってはどうか。

原委員：そのほうがよいかもわからない。今回間口を維持してくれたことに感謝しつつ、全体的にやさしい表記にするということもひととおりに見ていただいて直すところは直してはどうか。

委員長：奥秋委員いかがか。

原委員：やさしい表記にしたほうがいいということであれば、まだ修正する必要があるのではないかな。

奥秋委員：北村委員が言われた部分を削っても意味は伝わるので大丈夫。

原委員：今削除すると言った下のほうの分で、『望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める』ことを基本としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていない」という書き方をしているが、清水町については4間口を維持してほしいとずっと要望していた実態を分かってくれて間口を維持したということからすると、ここも外したほうがいいのではないかな。

加来議長：「まったく」を消してはどうか。

原委員：議長の言うようにしたほうがよいと思う。

委員長：あまり優しくしたら清水町の意見書だけやさしい表記になり全道統一にならなかつたら困るが、奥秋委員よろしいか。

奥秋委員：よい。

委員長：あと気がついたところはないか。
(よいという声あり)

委員長：意見書の修正箇所を確認する。表題の「抜本的に」を削除、「これらを解消するため」から「教育行政としての責任を放棄していると言えます」の段落を削除、「地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません」の「まったく」を削除、「広大な北海道の実情にそぐわない『新指針』を抜本的に見直し、」の「抜本的」を削除、記1の「抜本的に見直すこと」を「見直しを検討すること」に修正。記6「北海道で最初の総合学科高校である清水高等学校においては、総合学科の特徴である多様な進路希望を実現するため、幅広い科目選択が可能となるよう今後も1学年4学級を維持すること」を追加する。これでよろしいか。
(よいという声あり)

委員長：昨年の意見書の提出先は北海道議会議長を消しているが、今年は清水地区連合からは議長も出してほしいという要望なのか。

奥秋委員：通常は議長宛には出さない。ここで削除してかまわない。

委員長：提出先として北海道議会議長を削除する。これで請願の審査については終わる。

(3) 所管事務調査の申し出について

委員長：12月定例会までの所管事務調査について申し出をしたい。前回の会議で1泊2日の道内研修等は行わないことになっているが、何かあるか。

原委員：前回の委員会でも提起したが、学校教育の現状について各学校を視察してまわるといってほしい。それはなぜかという、教育長も変わるようだし、テストの結果等々についても教育委員会から報告されているが、校長も変わっていくと学校も変わると思うので、その辺はどうかたちなのか。加えて今課題のコミュニティスクール等々についてもしっかりと学校の中で対応して地域を巻き込んでやるということも含めて、「教育の四季」の中で家庭・学校・地域で連携してやっているということは言っているけれども、なかなか難しい事案なので一度どうかと提案したいと思う。

委員長：事務局では今まで近々でやっているという意見が夏ごろにあったが、ほかに所管事務でやりたいということはあるか。

北村委員：私もコミュニティスクールの進捗状況。教育委員会の体制も変わるようなので、その後行って意見を聞くということも大事かと思う。

佐藤局長：コミュニティスクールだったらどちらかという学校よりも教育委員会の取り組みかという気はする。

原委員：コミュニティスクールを強調しているのではなくて学校全体を見たいということが基本にある中で、教育長を含めて体制も変わるので再度認識を新たにしてもらうということからどうだという話をしている。

委員長：教育長が変わるのは9月定例会が終って10月4日から。時期的に12月に入ってしまうか。

奥秋委員：来年からごみが広域化になるので、清水町のごみ処理の関係でどう対応するのか、きちんと段取りができていいのか。ついでに帯広の受入体制がどうなっているのかというのも細かく知っておく必要があるかと思う。それだったら1日ぐらいで終る。広域化になるのはもう来年。ぜひそれを1回確認しておきたい。

大谷委員：ごみの視察というのは前回言ったけれども、これから整備するので今見てもしょうがないのではないかという話でできなかった。学校でもいいし、ごみは興味があるが前は今の時点ではという話でやめたということで、どうなのか。

委員長：教育委員会の調査、ごみの広域化の調査の意見が出ている。

北村委員：ごみの広域化というのは帯広のくりりんセンターに行くのか。

奥秋委員：清水町の現状。

委員長：休憩する。

【休憩 16：45】

【再開 16：50】

委員長：再開する。

奥秋委員：今回の所管調査として、来年からごみが広域化となるのでぜひ清水町の現状だとかその後どうするのかということを含めて、くりりんセンターも調査をしたほうがいいかと思う。

委員長：清水町のごみ処理場の現状と今後ということで、くりりんセンターの視察を含めて、「ごみ処理の広域化について」を所管事務調査事項ということでよいか。また、突発的な事項に対応するため、「その他所管に関する事項」の申し出も行ってよいか。

(よいという声あり)

委員長：そのように所管事務調査の申し出をしていきたいと思う。

(4) その他

委員長：その他何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：以上で厚生文教常任委員会を終わる。

【16：52】